

21. 軍縮・不拡散関連宣言等

カナナスキス・サミット

G 8 首脳声明

大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G 8 グローバル・パートナーシップ (仮訳)

9月11日の攻撃は、テロリストが、恐怖を引き起こし、無実の市民に恐るべき犠牲を強いるために如何なる手段をも厭わないことを明らかにした。我々は、テロリストまたはそれを匿う者が、核、化学、放射性及び生物兵器、ミサイル、並びに関連物資、機材及び技術を取得または開発することを防止することにコミットする。我々は、すべての国に対し、本日発表した一連の不拡散の原則の採択に参加するよう求める。

これらの原則を実施するための主要なイニシアティブとして、我々はまた、本日、大量破壊兵器及び物質の拡散に対する新たなG 8 グローバル・パートナーシップを打ち出すことを決定した。我々は、このイニシアティブの下で、不拡散、軍縮、テロ対策及び原子力安全に関する問題に対処するための具体的な協力事業を、まずロシアにおいて、支援する。我々の主たる関心事項には、化学兵器の廃棄、退役原子力潜水艦の解体、核分裂性物質の処分、及び兵器の研究に従事していた科学者の雇用が含まれる。我々は、向こう10年間にわたり、このような事業を支援するために200億ドルを上限に資金調達することにコミットする。本グローバル・パートナーシップに貢献する国は、二国間債務と協力事業のスワップの選択肢を含め、様々な資金供給の選択肢を活用できる。我々は、効果的かつ効率的な策定、調整及び実施を確保するため、新たな事業に関する具体的な合意のための交渉の基礎となる一連の指針を、直ちに適用されるものとして、採択した。我々は、向こう1年間、この指針の既存の事業への適用可能性について再検討する。

このグローバル・パートナーシップが国際の安全保障及び安全を向上させることを認識し、我々は、この共通原則及び指針を採択する用意のある他の諸国に対し、このイニシアティブへの参加及び貢献について我々との議論を開始するよう呼びかける。我々は、このグローバル・パートナーシップの進捗状況を、2003年の次回サミットにおいて検討する。

カナナスキス・サミット
G 8 グローバル・パートナーシップ
テロリストまたはテロリストを匿う者による
大量破壊兵器または物質の取得を
防止するための原則
(仮訳)

G 8 は、すべての国に対し、テロリストまたはテロリストを匿う者が、核、化学、放射性及び生物兵器、ミサイル、並びに関連物資、機材及び技術を取得または開発するのを防止するため、以下の6つの原則に対するコミットメントに参加するよう呼びかける。

1. かかる品目の拡散または違法な取得の防止を目的とする多国間条約及びその他の国際的手段の採択、普遍化、完全な履行及び、必要な場合には、その強化を促進すること。これらの手段の実施のための機関を強化すること。
2. かかる品目の生産、使用、保管、国内及び国家間の移転において、かかる品目の使途を明らかにし安全を確保するために、適切かつ効果的な措置を策定し維持すること。そのための十分な資源を欠く国に対し、支援を行うこと。
3. 本格的な防衛も含め、かかる品目を貯蔵する施設の適切かつ効果的な物理的な防護措置を策定し維持すること。そのための十分な資源を欠く国に対し、支援を行うこと。
4. かかる品目の不法移転を探知し、抑止し、阻止するための効果的な国境管理、法執行面の取組及び国際協力を、例えば、探知システムの設置、税関及び法執行職員の訓練、並びにかかる品目の追跡協力を通じ、策定し維持すること。かかる品目の不法移転を探知し、抑止し、阻止する能力を強化するための十分な資源または専門的知見を欠く国に対し、支援を行うこと。
5. 多国間の輸出管理品目リストに記載されている品目、並びにかかるリストには記載されていないが、核、化学、生物兵器及びミサイルの開発、生産、使用に役立つ品目について、特に最終需要者、キャッチ・オール、仲介貿易の側面を考慮しつつ、効果的な輸出及び中継貿易に対する国家による管理を策定、検討及び維持すること。法的及び制度的インフラ、実施の経験を欠くか、または、この点に関し、自国の輸出、中継貿易の管理システムを策定する十分な資源を欠く国に対し、支援を行うこと。
6. その総量を減らせば、テロリストによる入手の脅威は低下するとの認識に基づき、防衛目的のためにもはや不要と指定された核分裂性物質のストックを管理及び処分し、すべての化学兵器を廃絶し、並びに危険な生物病原体や毒素の保有を最小にするための取組を採用し強化すること。

**G8 グローバル・パートナーシップ
新規または拡張された協力事業に関する
指針
(仮訳)**

G8は、我々の国際的な安全保障上の目標に従い、多国間不拡散体制を支持する形で戦略的安定を高めることを目指して、(i)不拡散、(ii)軍縮、(iii)テロ対策、及び(iv)原子力安全問題（環境問題を含む）に対処するために、各国それぞれの手段に応じて、新規または拡大された協力事業を策定し、調整し、実施し、及び資金を供給することにつき、二国間及び多国間で、協調して作業する。各国は、不拡散、軍縮、テロ対策及び原子力安全上の義務及び要請を履行することについて第一義的な責任を有しており、本パートナーシップにおいて全面的な協力を行うことにコミットする。

本イニシアティブの下での協力事業は、参加協力国の国際的な義務及び国内法を考慮しつつ、適当な二国間及び多国間の法的枠組みの下で決定及び実施される。右枠組みは、必要に応じ、以下の要素を含むべきである。

- (i) 協力事業が合意された目的（必要な場合、不可逆性を含む）に合致することを確保し、作業の実施状況を確認し、拠出された資金の使途を明らかにし、資金供与国代表者の現場への十分なアクセスを提供するために、モニタリング、監査及び透明性に関する効果的な措置及び手続について、相互に合意することが必要である。
- (ii) 事業は環境に安全な方法で実施され、最も高い適切な安全レベルを維持する。
- (iii) 各事業ごとに明確に定義された中間目標を策定する。中間目標が達成されなかった場合にはその事業を中断または終了する選択肢も含めることとする。
- (iv) 物資、機材、技術、サービス及び専門的知見は平和目的にのみ提供され、また別途合意がない限り、事業の実施目的にのみ使用され、移転は行われ不得。また、盗難または破壊防止のために十分な物理的な防護措置を採る。
- (v) すべての政府は、提供される支援を無償の技術支援とみなし、税、関税、課徴金及びその他の負担から免除することを確保するために必要な措置を採る。
- (vi) 財及びサービスは、国家安全保障上の要請に即しつつ、公開性のある国際慣行に最大限従って調達する。

(vii) すべての政府は、協力に関連する賠償請求からの免責保証を、資金供与国及びその人員及び契約者に対し与えることを確保するために必要な措置を採る。

(viii) 協力事業に従事する資金供与国政府代表者に対し然るべき特権及び免除を与える。

(ix) 機微な情報及び知的所有権の効果的な保護を確保するための措置を採る。

実施すべき活動の広がり及び範囲に鑑み、G8は、本イニシアティブの下での事業の進捗を毎年評価するための、適切なメカニズムを確立する。このメカニズムには、優先事項、事業の不足部分及び潜在的な重複部分の特定、並びに協力事業と国際的な安全保障上の義務及び目標との整合性の評価についての協議が含まれる。個別の二国間及び多国間事業の実施は、既存のメカニズムを含む、その事業に適した枠組みに従って調整される。

本指針の目的のために、「新規または拡張された協力事業」は、本グローバル・パートナーシップを基礎として開始または強化される協力事業として定義される。本グローバル・パートナーシップの発表後に支払われ、もしくは支出が許可された資金は、コミットされた資金の総額に含まれる。本グローバル・パートナーシップに貢献する国は、二国間債務と協力事業のスワップの選択肢を含め、様々な資金供給の選択肢を活用できる。

本グローバル・パートナーシップは、ロシアにおける事業に地理的に焦点を絞る。ロシアは、本パートナーシップ内での義務及び必要な事項の実施に第一義的な責任を有する。

さらに、G8は、旧ソ連諸国を含め、本パートナーシップに参加するために、本指針を受け入れる用意があるいかなる他の国とも交渉に入る用意がある。

G8は、本グローバル・パートナーシップが国際的な安全保障及び安全を向上するために計画されていることを認識し、他の諸国が本イニシアティブに貢献及び参加するよう招待する。

原子力の安全及び保全に関し、パートナー諸国は、次回サミットの時までのG8原子力安全・保全グループの新たな設置を歓迎する。

エビアン・サミット「大量破壊兵器の不拡散：G8宣言」

(仮訳)

1. 我々は、大量破壊兵器（WMD）及びその運搬手段の拡散は我々すべてに対する危険の拡大であることを認識する。国際テロリズムの広がりとともに、これは、国際安全保障に対する顕著な脅威である。

2. この地球的な課題は多面的な解決を必要とする。我々は、これらの問題に個別に又は共同で、特に国連連合の制度など関連する国際機関を含む他のパートナーとともに、取り組む必要がある。

3. 我々は、国際条約制度、国際原子力機関（IAEA）及び化学兵器禁止機関などの査察制度、G8グローバル・パートナーシップのような大量破壊兵器廃絶のためのイニシアティブ、国内及び国際的に調整された輸出管理、国際的協力及び外交的努力、必要な場合には、国際法に依拠したその他の手段など、この脅威に取り組むために利用可能な様々な手段をもっている。

4. これらすべての手段が必要である一方、どれもそれだけでは十分ではない。すべての拡散の課題に同じ解決策が必要とされるわけではない。我々は、それぞれの場合に最も効果的な手段を用いる必要がある。我々は、引き続きそれらすべてを用いて作業し、強化し、必要な場合は、関係する条約及び手段の普遍化を追求すると決意する。

5. 昨年、カナヌスキスにおいて、我々は、大量破壊兵器及び物質がテロリスト及びそれを匿う者に対し拡散することを防止するための「原則」を支持した。それ以来、世界における出来事は、これら「原則」の関連性とこれらを実施する緊急性を強調した。

6. 我々は、核兵器不拡散条約（NPT）、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約に対する約束を確認した。我々は、まだこれら条約に参加していないすべての国に対し、参加するよう求める。我々は、これら3条約は国際平和と安全を維持するための極めて重要な文書であり、核不拡散及び軍縮の基礎であると考えている。我々は、IAEAに対する支持を確認する。IAEAに対しては、その監視作業を実施するために必要な手段が与えられるべきである。

7. 北朝鮮によるウラン濃縮及びプルトニウム製造計画、並びにIAEA保障

措置合意を遵守しないことは、不拡散体制を損なうものであり、北朝鮮による国際的な義務の明確な違反である。我々は、北朝鮮に対し、目に見え、検証可能かつ、不可逆的な形で、いかなる核兵器計画をも廃棄することを強く求める。これは、包括的で平和的な解決を図っていくための本質的な行動となる。

8. 我々は、イランの核計画の進んだ状況が拡散に及ぼす影響を看過しない。我々は、イランがNPTの下での義務を完全に遵守することの重要性を強調する。我々は、イランに対し、直ちにかつ無条件でIAEA追加議定書に署名し履行することを求める。我々は、イランの核計画に対するIAEAの包括的な検査に対し、可能な限りの強力な支援を与える。

9. 我々は、すべての国に対し、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、製造及び使用に貢献し得るような、物質、技術、専門知識の移転を規制するために、効果的な手続及び機関を設立するよう呼びかける。同様に、拡散を効果的に防止し、テロリストがそれらの物質を取得する危険を排除するため、我々は、全ての国に対し、物質の安全な貯蔵及び取扱いのための効果的な国内基準を確立し実施するよう求める。我々は、この目的のために、単独で又は共同で、最も必要とされるところへ支援を行うことに合意する。

エビアン・サミット

大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ

G 8 行動計画（仮訳）

我々が昨年のカナナスキス・サミットにおいて発表した、大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップは、テロリストやそれを匿う者が核、化学、放射性及び生物兵器、ミサイル、並びに関連物資、機材及び技術を取得または開発することを防止するとの目的の実現に向けて、過去一年間に重要な前進をした。

我々の確固たる約束により、重要な前進があった。

- 10年間に200億ドルを上限に資金調達するとのカナナスキスでのG8諸国の約束に向け、パートナー諸国により、既に相当額が約束された。
- ロシア政府は、「指針」の実施、特に、税、関税、課徴金及びその他の負担からの支援の完全な免除の実施を確保するとの歓迎すべき決定を行った。その他の「指針」についても集中的な取組がなされてきた。
- 最近のロシア連邦における多国間核環境プログラム（MNEPR）協定の締結は、グローバル・パートナーシップ・イニシアティブを具体的行動に移す上での実質的な前進となった。
- すべてのパートナー諸国は、実施すべき協力事業の決定に積極的に関与し、カナナスキスで我々が確認した優先順位に従い、いくつかの有意義な事業が既に開始されたか、または拡張された。
- 非G8諸国の参加と貢献を奨励し推進するためのアウトリーチ活動が行われ、その結果、フィンランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン及びスイスが資金供与国としてグローバル・パートナーシップに参加することに関心を表明した。

我々は、このイニシアティブを引き続き実施し、次回のサミットまでに実質的な前進を達成するための積極的な計画を約束する。我々の目標は、

- 不拡散の「原則」の全世界による採択を追及する。
- 10年間に200億ドルを上限に資金調達するとのカナナスキスの約束を、新たな資金供与国からの拠出あるいはパートナー諸国からの追加的約束により、達成する。
- 実施枠組みを設定し、事業活動計画を策定し、既に実施中の事業を引き続き着実に前進させるという準備作業の上に、事業活動を実質的に拡大する。我々は向こう一年間、我々の優先順位に従って、優先順位を精査し、事業

の空白や重複を避け、事業の国際的な安全保障上の目的との一貫性を評価するために、事業の開始と実施の進捗を引き続き精査し事業の調整を引き続き監督する。

- パートナー諸国の均一な待遇の必要性を念頭におき、我々の共同のアプローチを踏まえつつ、すべての実施上の未解決の問題を解決し、すべての「指針」の実際の実施を精査する。
- カナナスキス文書を採択する意志のある、関心を有する非G8資金供与国に、グローバル・パートナーシップへの参加を拡大する。ロシアにおける事業に依然として焦点をあてつつ、我々は議長に、ウクライナが既に行ったように、カナナスキス文書の採択に用意のある旧ソ連諸国を含む、新たなまたは現在の被援助国との予備的協議に入る権限を与える。
- 他の機関、議会の代表及び公衆に対しグローバル・パートナーシップの重要性を周知する。

エビアン・サミット

「交通保安及び携帯式地对空ミサイル（MANPADS）の管理強化：G8行動」（仮訳）

我々G8首脳は、公衆交通に対するテロの脅威を削減するための共同の努力を強化することを決意する。我々は、安全、確実、効率的かつ信頼性のある交通を世界的に確保するため、カナナスキスで合意した行動計画を継続して実施する。我々は、計画の実施において重要な進展を達成し、また、多くの新しい措置をとった。

この分野における我々の努力の範囲は次の5分野に及ぶ。

1. MANPADS
2. 航空
3. 人員
4. コンテナ
5. 海上交通

1. MANPADSの管理

1. 1 1998年のバーミンガム・サミットにおいて、我々は、携帯式地对空防衛システム（MANPADS）の犯罪的使用により民間航空に対し向けられた脅威を認識し、この問題に取り組むためになすべき更なる作業を呼びかけた。カナナスキスでは、2001年9月11日のテロ攻撃にかんがみ、交通保安を推進することに合意した。

1. 2 本日、エビアンにおいて、我々は、特にテロリスト又はテロリストを匿う国家の手に渡ったMANPADSにより民間航空に対して向けられた脅威について深い懸念を改めて表明する。

1. 3 MANPADSは、一人の個人により運搬され発射され得るよう特別に設計された地对空ミサイルシステムである。MANPADSは、携帯可能で容易に隠蔽することが出来る一方、潜在的に甚大な破壊力をもたらしうる。したがって、我々は、MANPADSのこのような不法な使用と闘うために国内措置を実施しており、他の国家も同様の措置を実施することを奨励する。

1. 4 世界的に流通するMANPADSの数の増加にかんがみ、我々は、その拡散を削減することを約束し、すべての国にMANPADS備蓄の管理を強化するよう求める。

1. 5 2000年にワッセナー・アレンジメントの枠組みの中で、「MANPADS輸出管理のための原則」が全33参加国により合意された。これは価値ある前進であった。我々は、この文書に定められた原則がより多くの国において適用されることを、促進すべく努める。

1. 6 さらに我々は、テロリストによるMANPADSの入手を防止するため、次の手段を講ずることに合意する。

—国家の安全保障上必要とされる以上の余剰MANPADSの回収、安全な備蓄管理、破壊のための支援と専門技術を供与すること。

—MANPADS及び必要不可欠な部品の厳格な国内的輸出管理を採用すること。

—製造、移転、仲介について厳格な国内規制を確保すること。

—非国家の最終需要者に対するMANPADSの移転を禁止すること。MANPADSは外国政府又は（外国）政府により公認された代理業者に対してのみ輸出されるべきである。

—非協力的な国家・団体に関し情報交換すること。

—特定の技術性能を有する、もしくは許可のない使用を排除する発射制御機能管理機能を有する新しいMANPADSの開発の実現可能性を検討すること。

—国際民間航空機関（ICAO）のMANPADSに関する航空保安（AVSEC）作業グループにおける活動を奨励すること。

1. 7 我々は、2003年12月までに、これらの手段の実施に関連した国内措置に関し、情報交換することに合意する。我々は、2004年の次回会合において進展状況を見直す。

（MANPADS部分のみ掲載。以下省略。）

不拡散に関するG8行動計画（仮訳）

エビアンにおいて、我々は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散が、国際テロと並んで、国際の平和と安全に対する顕著な脅威であることを認識した。この課題に対しては、長期的な戦略と多角的な取組が必要である。

拡散を防止し、封じ込め、巻き返しを図る決意をし、本日、シーアイランドにおいて我々は、グローバルな不拡散体制を強化する行動計画を発表する。我々はこの計画を実現するため、他の関係諸国と共に取り組んでいく。

すべての国家は、軍備管理・軍縮・不拡散の約束を履行しなければならず、我々はそのことを再確認する。そして、我々は、関連する多国間条約のもとにおけるこれらの約束に関する普遍的な加入と遵守を強く支持する。我々は、諸国が多国間条約体制の下での義務の効果的な履行、特にこれらの条約の下での義務の国内実施、法執行能力の構築、及び効果的な輸出管理の確立を行うことを支援し奨励する。我々は、いまだ参加していないすべての国家に対し、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範に参加するよう求める。

我々は、すべての国家に対し、効果的な国内的輸出管理の確立、拡散を犯罪とする効果的な法律の採択と施行、非国家主体による大量破壊兵器の取得を防止する協調的行動の実施、並びに、大量破壊兵器、運搬手段及び関連物資の不正取引の終焉を要請する国連安全保障理事会決議 1540 を強く支持する。我々はすべての国家に対し、同決議の迅速かつ完全な実施を求めるとともに、我々は、そうするために支援を行う用意があり、以て、テロと拡散の結合、及びこれら兵器及び関連物資の闇市場と闘うことを支援する。

1. 核不拡散

兵器目的で使用されうる機微な核物質、機材及び技術の不正取引及び無差別的拡散は、我々すべてにとっての脅威である。いくつかの国は、核兵器不拡散条約(NPT)の下での約束に反し、兵器計画のためのウラン濃縮及びプルトニウム再処理能力を追求している。我々は NPT 及びカナナスキスとエビアンで行なった宣言への約束を再確認するととも

に、核物質及び技術の不法な転用の防止に取り組む。我々は、世界が平和的な核技術の恩恵を安全に享受できるようにする一方で、核兵器拡散及びテロリストによる核物資及び技術の取得の危険性を減少させるために以下の新たな行動を発表する。

- ・ 兵器拡散の危険性を増大させることなく世界が平和的な原子力の恩恵を安全に享受できるようにするべく、拡散の可能性を有する機微な核資機材が、これらを兵器目的に使用しようとする国家や、テロリストの手中に落ちることを許す国家に輸出されないように、新たな措置を確立すべく積極的に取り組むことに我々は合意した。これら資機材の輸出は、グローバルな不拡散の規範に従った基準にのっとってのみ、かつ、これらの規範を厳格に約束している国家に対してのみ行われるべきである。我々は、原子力供給国グループ (NSG) のガイドラインを適切に改訂し、将来このような措置に対し出来るだけ広い支持が得られるように取り組む。我々は、次回の G8 サミットまでに適切な措置を導入することを目指す。このプロセスを支援するために、それまでの1年間、追加的な国への濃縮・再処理の機材・技術の移転を伴う新たなイニシアティブを開始しないことが思慮深いことであるという点に合意する。我々は、すべての国家に対して、この思慮深い戦略を採用することを求める。また、我々は、不拡散の約束・基準の維持に反しない形で、すべての国に対し、核燃料及び関連役務を含む核物質・機材・技術への信頼できるアクセスを、市場の条件で保証する新しい措置を講じる。
- ・ 我々は、国際原子力機関 (IAEA) の包括的保障措置協定及び追加議定書の普遍的な遵守を追求し、すべての国家に対し、これらの合意の迅速な批准と実施を求める。我々はこの目標に向けて、積極的にアウトリーチ活動に従事しており、必要な支援を提供する用意がある。
- ・ 追加議定書は、原子力供給取極分野における重要な新基準となるべきである。我々は、しかるべく NSG ガイドラインの強化に取り組む。我々は、2005 年末までにこれを達成することを目指す。
- ・ 我々は、核不拡散や保障措置上の義務に違反している国との核燃料サイクルの協力を停止することを支持するが、そのような決定の責任及び権限が各国政府又は安全保障理事会に存することを認識する。

- ・ IAEA の一貫性と有効性を高め、各国による NPT 上の義務及び保障措置協定の遵守を確保する能力を強化するため、我々は IAEA 理事会の新たな特別委員会を創設すべく協働する。この委員会は、保障措置及び検証の強化に向けた包括的計画を準備する責任をもつ。我々は、この委員会が、NPT 及び IAEA の約束を遵守している加盟国によって構成されるべきであると考えている。
- ・ 同様に、我々は、核不拡散及び保障措置上の義務の非技術的な違反により調査されている国家は、IAEA 理事会や同特別委員会の自らの事例に関する意思決定に参加しないことを選択するべきであると考えている。

2. 拡散に対する安全保障構想

我々は、グローバルな問題に対するグローバルな対応である、拡散に対する安全保障構想（PSI）及び阻止原則宣言への強い誓約と支持を再確認する。我々は、大量破壊兵器及びその運搬手段並びに関連物資の不正取引を阻止するため、効果的な PSI 協力体制を構築する努力を継続する。我々はまた、拡散を促進する者がこのような不正取引に関わることを防止し、また PSI を支える国内法及び国際法の拡充と強化に取り組む。我々は、現在ではすべての G8 諸国が参加している、PSI に対する世界的な支持の高まりを歓迎する。62 か国が参加した PSI の一周年を記念したクラコフ会合は、世界的な支持の高まりを証明している。

我々は、国内法的権限・立法に従い、また、国際法にのっとり、拡散ネットワークを打ち破り、適切な場合には不正な資金の流れの防止や不法な工場、実験室及びブローカーの閉鎖を含む執行の取組を調整するために更に協力していく。我々の中のいくつかの国は、すでに、不正な取引に関与した企業に港湾及び空港へのアクセスを禁じ、関与した個人には査証禁止の賦課を行う体制を整備しつつある。

我々はすべての国家に対し、秘密の調達行動に対処する国内措置及び国際的措置を強化・拡大することを奨励する。直接に、及び関連する国際的枠組を通じて、我々は国際規範を満たすための国内的能力の向上に支援を必要とする国と積極的に協力する。

3. 大量破壊兵器及び物質に対するグローバル・パートナーシップ

2 年前のカナナスキスにおける G8 首脳による立ち上げ以来、グローバル・パートナー

シップは、国際的なセキュリティと保安を高める上で世界的に重要な力となった。エビアンにてパートナーシップに新たに加わった6資金供与国を含むグローバル・パートナーシップのメンバー諸国は、過去1年間にロシアにおいて新たな協力事業を開始し、既に実施中の事業の進展を加速させた。多くのことが達成された一方で、重大な課題が残っている。我々は、グローバル・パートナーシップの基盤となる我々のカナナスキス声明、原則及び指針に対する誓約を新たにする。

- ・ 我々は、2012年までにグローバル・パートナーシップのために上限200億ドルの資金を調達することに再びコミットする。
- ・ 追加的な資金供与国を含むべくパートナーシップを拡大することは、必要な資金を調達し、取組が真に地球規模のものであることを確保する上で本質的に重要である。本日、我々は、オーストラリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、アイルランド、大韓民国及びニュージーランドによるパートナーシップへの参加決定を歓迎する。
- ・ 我々は、その他の旧ソビエト連邦諸国によるパートナーシップへの参加を議論するため、これら諸国との協力を継続する。我々は、パートナーシップ参加国はその国益及び資源に従って事業に参加することを再確認する。
- ・ 我々は、世界的な拡散の課題に取り組むことを再確認する。我々は、例えば、過去に大量破壊兵器計画に従事したイラクやリビアの科学者の再訓練を追求する。また、我々は、世界中の研究炉での高濃縮ウラン燃料使用の一定の時間をかけての除去、高濃縮ウランの新燃料と使用済み燃料の保管と除去、放射線源の管理と保管、輸出管理と国境警備の強化、及びバイオ・セキュリティ強化のための事業を支持する。我々は、これらの分野における取組を調整するために、グローバル・パートナーシップを活用していく。

4. 核不拡散の課題

- ・ 北朝鮮による、前例のないNPT脱退宣言、国際的な義務に違反したプルトニウム再処理及びウラン濃縮計画の両方を通じたものを含む継続的な核兵器の追求、及びそのミサイル拡散の確たる経歴は、我々すべてにとって深刻な懸念である。我々は六者プロセスを強く支持し、また、北朝鮮に対し、包括的で平和的な解決を図っていくため

の本質的な行動である、すべての核兵器関連計画の完全、検証可能かつ不可逆的な形での廃棄を強く求める。

- ・我々は、イランの先進的核計画の拡散問題を解決するという決意において引き続き一致している。イランは、NPT 上の義務及び保障措置協定を完全に遵守しなければならない。このため、我々は、IAEA 理事会の3つのイラン決議への我々の支持を再確認する。我々は、エビアン以来、イランが追加議定書に署名したこと、IAEA との協力及び濃縮・再処理関連活動の停止を約束したことに留意する。我々は、IAEA 事務局長によって報告された進展のあった分野を認識するが、イランによる濃縮関連活動の停止がいまだ包括的でないことを深く懸念している。IAEA 事務局長報告に詳述されているとおり、イランの協力が遅延し、不足しており、開示が不十分であることは我々にとって遺憾である。したがって、我々は、イランが、自らの核計画に関連するすべての未解決の問題の解決につながるよう、追加議定書の批准と完全履行を含め、自らの約束と IAEA 理事会のすべての要求事項を迅速かつ完全に履行することを求める。
- ・我々は、大量破壊兵器及び比較的長射程のミサイルを除去し、NPT、追加議定書、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)を完全に遵守し、ミサイル技術管理レジームの対象となるミサイルを保有しないことを約束するというリビアの戦略的決定を歓迎する。我々は、リビアが核機材及び物質の撤去に協力し、化学兵器の除去のための措置をとったことに留意する。我々は、リビアに対し IAEA 及び化学兵器禁止機関と引き続き完全に協力するよう要請する。

5. 生物テロに対する防衛

生物テロは、すべての国家の安全保障に対して特異で深刻な脅威を与え、公衆衛生を危険にさらし経済活動を混乱させる。我々は、人間、動物及び作物に対する生物テロ攻撃を探知するバイオ監視能力の拡大及び適当な場合にはその新規開始、我々の予防及び対応能力の向上、世界的な食糧供給に対する保護の増進、そして生物兵器の使用の疑い又は疑わしい疾病の発生への対応、調査、及び影響の緩和についての具体的な国内及び国際的な措置にコミットする。この文脈において、我々は、BWC の第5回運用検討会議において、我々の誓約の具体的な実現を求める。BWC は、テロリストに対するものを含む生物兵器の拡散に対する極めて重要な基礎である。その禁止事項は、罰則の立法も含め、完全に履行されるべきである。我々は、すべての非締約国に対し、BWC に迅速に加入することを

強く求める。

6. 化学兵器の拡散

我々はその不拡散の側面も含めて、CWC の完全履行を支持する。我々は、すべての非締約国が CWC に迅速に加入することを強く求め、その目的のために協力する。また、我々は CWC 締約国が条約の完全な履行のために国内の立法的・行政的措置を講じることを求める。我々は、必要な場合には CWC において規定されているチャレンジ査察も含め、すべての事実調査、検証及び履行措置の利用を支持する。

7. 放射線源のセキュリティに関するエビアン・イニシアティブの実施

エビアンで我々は、テロリストによる使用を防ぐため、放射線源の管理の改善に合意し、この目標に向けて実質的な進展を果たした。我々は、IAEA が 2003 年 9 月に放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範の改訂を承認したことに満足している。我々はすべての国家に対し、この規範を実施し、この規範を世界的な基準と認識することを求める。

我々は、供給先を管理できる国の許可された最終需要者に限定するべきである危険性の高い放射線源の輸出入管理に関する指針に合意した。各国は、いかなる放射線源も不正使用に転用されないことを保証すべきである。我々は、効果的な管理が 2005 年末までに開始され、調和のとれた一貫した形で適用されることを確保するために、IAEA によってこの指針が迅速に承認されることを目指す。我々は、すべての国が新しい基準を満たすことが可能となることを確保するための IAEA の支援計画を支持する。

8. 原子力の安全とセキュリティ

1986 年のチェルノブイリにおける恐ろしい事故以来、我々は現場での安全とセキュリティを改善すべくウクライナとともに取り組んできた。我々は、チェルノブイリ原子炉の残骸の上に安全なシェルターを建設するため、すでに多額の資金貢献を行った。我々は、他の 21 か国が、この取組に対して参加し貢献したことに感謝する。本日、我々はこの事業を完了させるために必要な残りの資金を調達するための国際的な取組を支持する。我々は、ウクライナに対し、特にウクライナ及び隣接地域における放射性安全に寄与する形で、2008 年までにシェルターの建築を完了させるために、我々を支持し、我々と緊密に協働することを求める。

効果的かつ効率的な原子力規制制度は、我々の安全とセキュリティのために不可欠である。我々は、国内の規制機関が十分な権限、独立性、能力を持つことの重要性を確認する。

不拡散に関するグレンイーグルズ G 8 首脳声明

1. エビアン及びシーアイランドにおいて認識したように、我々は大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散が、国際テロと並んで、引き続き、国際の平和と安全に対する顕著な脅威であることを認識する。テロリストによる大量破壊兵器の使用の脅威は倍加した努力を求めている。
2. すべての国は、国際的な軍備管理、軍縮及び不拡散の規範を支持することによって大量破壊兵器の拡散の課題に対処する役割を有する。すべての国は自身の義務を完全に満たし、効果的な実施を確保しなければならない。我々はこの点に関する我々のコミットメントを再確認する。そして、我々は、国内的取組及び実効的な多国間主義の双方を通じて拡散の課題に断固として対処する決意を強調する。
3. シーアイランドにおいて、我々は不拡散に関する行動計画に合意した。我々は、過去一年間、国際的なパートナーと共に、そのすべての側面について集中的に取り組んできた。

不拡散体制の普遍化及び強化

4. 多国間で合意された規範は我々の不拡散の努力に不可欠な基盤を提供する。我々はこれらの規範への普遍的な加入及びこれらの規範の遵守を強く支持する。我々は、改善された検証及び執行も通じて、これらを強化する。我々は核兵器不拡散条約、IAEA 包括的保障措置協定及び追加議定書、化学兵器禁止条約、生物・毒素兵器禁止条約、1925 年ジュネーブ議定書、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範に加入していないすべての国に遅滞なく加入することを求める。その目的のために我々は諸国を援助する用意が引き続きある。
5. 我々は、ロシア連邦のイニシアティブにより始められた、核のテロリズム行為の防止に関する国際条約に関する国際社会の合意を歓迎する。我々はその早期発効を期待する。

国際連合

6. 我々は拡散の課題に対処するための国連安全保障理事会の役割を認識する。我々は多数の国連加盟国が、輸出管理を含む不拡散に関する国内規定についての報告書を提出することによって安保理決議 1540 に対応した事実及びそれらの国際協力への貢献を歓迎する。我々は報告書を提出していない国に対して遅滞なく報告書を提出することを要求する。違反への刑事上及び民事上の適切な罰則も含む国内の法的及び規制的な措置を制定及び執行し、不拡散への国際的な協力にコミットすることによって、すべての国が自身の義務を完全に果たすことが不可欠である。我々は国内手続きを発展させることを追求する国のす

- すべての要望を考慮する用意がある。関連国際機関の支援を促しつつ、
— 我々は1540委員会が迅速かつ効果的に作業を行うことを要求する。
— 我々は、また、1540委員会の作業が不拡散に永続的な貢献を行う
ことをいかにすれば最も良く確保できるかを安保理が検討することを
要求する。

7. 我々は、国連事務総長の報告書である「より大きな自由に向けて」に
おいて国連事務総長が不拡散に示した関心を歓迎する。我々は9月の
国連首脳会合に積極的に関与していく用意がある。我々は、不拡散及
び軍縮の我々の目的を推進するための軍縮会議の役割を認識し、軍縮
会議が実質的作業を再開することを求める。

8. 10月の外交会議において、海洋航行の安全に対する不法な行為の防
止に関する条約（SUA条約）が締約国によって強化されることを期
待する。

拡散に対する安全保障構想（PSI）

9. 我々は、グローバルな問題に対するグローバルな対応である、拡散に
対する安全保障構想（PSI）及び阻止原則宣言へのコミットメント
を再確認する。我々は、PSIに対する国際的な支持の高まりを歓迎
する。我々は、すべての国に対し、大量破壊兵器及びその運搬手段並
びに関連物資の不正取引に対抗するために、協力を深化させることに
コミットするよう求める。

10. 我々はまた、適切な法的根拠に基づいて、関連の金融取引・資産を特
定・追跡・凍結するための協調的な手続を発展させることによって、
拡散ネットワーク及び不正な資金の流れに対抗する取組の強化を求め
る。

核不拡散

核兵器不拡散条約（NPT）

11. 我々はNPTが引き続き核不拡散の礎であることを強調する。我々は
NPTの3本の柱すべてに対する我々の完全なコミットメントを再確
認する。我々は2005年NPT運用検討会議においてコンセンサス
が得られなかったことを遺憾とするが、すべての締約国がNPTの有
効性を再確認した事実を歓迎する。我々は核不拡散体制に対する脅威
及び課題がNPTに基づいて対処されるよう断固として臨む所存であ
る。我々は、NPTを支持及び強化する努力を倍加することを誓約す
る。

国際原子力機関（IAEA）

12. 保障措置はNPTの効果的な履行のために不可欠な手段である。我々
はIAEAへの完全な支持を再確認する。我々は、包括的保障措置協

定及び追加議定書の履行が、NPTの保障措置義務の遵守を検証する普遍的に受け入れられた規範となるべく努力している。追加議定書は、原子力供給取極の分野における不可欠な新基準にならなければならない。我々は、この考えに基づき、NSGガイドラインを強化するために引き続き協働していく考えである。同時に、我々は、最近の不拡散の課題に鑑み、NPTの義務及び保障措置協定の遵守を確保するためのIAEAの能力を再検討する保障措置及び検証に関する委員会の設立を歓迎する。

濃縮・再処理技術

13. シーアイランド以降、我々は、世界が平和的な原子力の恩恵を安全に享受できるようにする一方、拡散のおそれのある機微な原子力品目が、これらを兵器目的に使用するかもしれない国や、テロリストの手中に落ちることを許すかもしれない国に輸出されないよう予防するための更なる措置を策定するために取り組んできた。我々は、シーアイランドにおいて、これら品目の輸出は、グローバルな不拡散の規範に従った基準にのっとってのみ、かつ、これらの規範に厳格にコミットしている国に対してのみ行われるべきであることに合意した。この1年間、我々は、こうした基準の策定において進展を示してきた。我々は、本件についてコンセンサスに達することを目指して積極的に作業すると、の原子力供給国グループ（NSG）の最近の総会における決定を歓迎する。このプロセスを支援するために、我々は、今後の1年間、シーアイランドで合意したように、追加的な国への濃縮・再処理の機材・技術の移転を伴う新たなイニシアティブを開始しないことが思慮深いことであるという点に引き続き合意する。我々は、すべての国に対して、この思慮深い戦略を採用することを引き続き求める。我々は、また、NSGにおいて、核不拡散や保障措置上の義務に違反している国への原子力移転を制限する重要な措置が採択されたことを歓迎する。
14. 我々は、機微技術の供給に関する強化された条件は、核燃料サイクルを放棄し、また、すべての核不拡散義務を満たしている国が、核燃料及び関連サービスに係る市場への保証されたアクセスを享受することを確保するための新しい措置を伴うべきであると信じている。我々は、あり得る核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチについて最近報告を行った、IAEA事務局長によって設立された専門家グループの努力を歓迎する。我々は、拡散の危険性を最小限にしつつ、真のアクセスを提供する将来の方途について関心を有するすべてのパートナーと協働していく。

拡散の課題

15. リビアによる大量破壊兵器の重要な放棄の例は、世界的な不拡散の主流の一部となることを望む国に、国際社会は積極的に対応することを示している。この精神で、我々は現在の拡散の課題に対処するために断固として取り組んでいる。

16. 我々は、特に北朝鮮が核兵器を製造したとの最近の声明を受け、また、
— 北朝鮮のミサイル計画及びミサイル拡散の経歴を踏まえ、北朝鮮の核兵器計画による脅威に対して深い懸念を表明する。北朝鮮は、NPT上及びIAEA保障措置協定上のコミットメントに違反してきている。北朝鮮がNPTの完全な遵守に迅速に復帰し、すべての核兵器関連計画を完全、検証可能かつ不可逆的な形で廃棄することの必要性を改めて表明する。また、北朝鮮が他の地域におけるミサイル拡散に寄与せず、また、ミサイル発射に関する自らのモラトリアムを無期限に継続することも不可欠である。我々は、包括的な解決を実現するための重要な機会である、六者会合への我々の完全な支持を再確認する。北朝鮮が、六者会合に直ちに無条件で復帰し、この目的に向け建設的に参加することが不可欠である。
17. 我々は、イランの先進的核計画の拡散上の意味合いが解明されるべきという決意において引き続き団結している。国際的な信頼を築くためには、イランが、自らの核計画が専ら平和的目的であるという客観的保証を国際社会に対して提供することが不可欠である。我々は、政治や経済面での協力に加え、そのような客観的保証を提供する長期的取り決めについてイランとの間で合意に達するための、仏、独及び英並びに欧州連合上級代表によるイニシアティブを歓迎する。長期的取り決めに関する交渉が継続している間、我々はイランに対してすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止を維持することを要求する。我々は、イランがIAEAによる情報とアクセスの要求に完全に協力し、IAEA理事会のすべての要求事項を完全に遵守し、また、自らの核計画に関するすべての未解決問題を解決する必要性を改めて表明する。我々はまた、イランに対して追加議定書を遅滞なく批准すること、また、批准までの間、その規定に完全に従って行動することを要求する。

生物学的脅威に対する防衛

18. 我々は、生物学的脅威に対する防衛を強化するとの強いコミットメントを再確認する。この一年間、我々は食料供給の安全確保の向上に焦点をあてた努力を行ってきた。我々は生物学的脅威に対処する努力を継続し、他の関連する国際的グループにおける作業を支援する。
19. 本年は生物・毒素兵器禁止条約の発効30周年記念にあたる。新たな生物学的脅威は、条約の完全な遵守が今日においても条約が成立した当初と同様に意義を有していることを示している。現行の作業計画については、本年は科学者の行動規範の内容、普及及び採択を議論することとなっているが、我々は締約国に対しこの作業に十分参加するよう奨励する。さらに、我々は2006年の運用検討会議が実質的かつ前向きなものとなるよう期待する。

20. また、2005年は戦時における窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用を禁止した1925年ジュネーブ議定書の署名開放80周年にあたる。我々は、このように化学兵器及び生物兵器の戦時における使用を多国間で拒絶することが、継続して極めて重要な妥当性を有していること強調する。

化学兵器禁止条約

21. 我々は、その不拡散の側面も含め、化学兵器禁止条約の完全な実施を支持し続ける。化学兵器禁止条約によって規定されている期限内に化学兵器を廃棄し、また、化学兵器生産施設を廃棄又は転換するという義務を認識しつつ、我々は、本年11月に予定されている締約国会議までにすべての締約国に対し国内実施措置を整えておくよう要請している行動計画に、締約国が2003年に合意したことを想起する。我々は、いまだそうした措置を整えていない締約国がすべての必要な措置を取り、期限を守ることを要求する。我々は、適切な支援を提供する用意がある。我々は、CWCに規定されているように、協議及び協力、事実調査、検証並びに遵守措置（必要な場合におけるチャレンジ査察を含む）を活用することを支持する。

大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ

22. 我々は大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ及びカナナスキス声明、原則及び指針に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、G8及び他の13ヶ国が現在貢献している協力事業の実施のために、我々が遂げた相当な進捗の基礎の上に更に作業を行っていく。我々は、まずロシアにおいて、グローバル・パートナーシップの優先事項のために2012年までの10年間に上限200億ドルを調達することを改めて誓約する。この文脈において、我々はこれらの優先事項に従って新規の事業に着手する。我々はウクライナの参加を歓迎するとともに、パートナーシップ参加への関心について多くの旧ソ連諸国との協議を継続する。カナナスキス文書を支持するドナー及び受益パートナーに対して我々は、パートナーシップの更なる拡大について原則として開かれた立場を探っていることを再確認する。

原子力の安全とセキュリティ

23. 我々は、安全とセキュリティ・規制制度の強化及び両者間の調整を含む、原子力及び放射線源の安全とセキュリティ分野におけるIAEAとの継続的な協力関係を歓迎する。我々は、地球的規模脅威削減イニシアティブの確立を支持するとともに、これまでの進展を歓迎する。我々は、本年3月にロンドンでIAEAの主催により開催された核セキュリティに関する国際会議の結果を歓迎する。我々は、使用済燃料管理の安全及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に全て署名加入しており、他の諸国に対し同条約への加入を要求する。

24. 1986年の恐ろしい事故以来、我々はチェルノブイリの現場での安全とセキュリティを改善すべくウクライナとともに取り組んできた。本年、我々は、EU及びその他16ヶ国とともに、原子炉の残骸の上に新たな安全なシェルターを建設するため、資金的貢献の誓約額を約10億ドルにまで増額した。我々は、本プロジェクトに対するウクライナの政治的・資金的なコミットメントを歓迎するとともに、ウクライナに対し、2009年までに本プロジェクトが安全に完了することを確保するよう要求する。

放射線源の安全とセキュリティ

25. エビアンで我々は、テロリストによる使用を防ぐため、放射線源の管理を改善することを決意した。我々は、70ヶ国以上がIAEAの放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範の実施にコミットした事実を歓迎し、他のすべての国に対し行動規範を採用するよう要求する。我々は、IAEAが放射線源管理のための国際的な輸出入ガイダンスを承認したことを歓迎する。我々は、2005年末までの効果的な管理の適用が、調和のとれた一貫した形で行われるよう作業する。我々は、本年6月にフランスのボルドーで行われたIAEA主催の放射線源の安全とセキュリティに関する国際会議の結果を称讃する。我々は、世界的な放射線源のセキュリティの改善のための協力を強化する。

大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止に関する政治宣言

(仮訳)

2003年7月24日

1. ASEM外相は、国際の平和及び安全を維持するために、関連する国際条約に従って、軍縮並びに核・化学・生物兵器、及び関連する物質、機器及び技術の拡散防止に関する努力を継続する重要性を強調する。外相は、また、テロリストがそれらを入手または開発することを防止する重要性を強調する。この点に関し、外相は、関連の国際条約が包括的に及び非差別的に履行されることの重要性を強調する。また、外相は、これらの条約に対するより広範な参加を得ることに対する誠実なコミットメントを表明する。外相は、この分野において更なる努力を行うようコミットする。
2. 外相は、国際的な核不拡散体制の礎として、また核軍縮を追求する上で必要な基盤として、核兵器不拡散条約（NPT）及びその普遍化と完全な遵守の決定的な重要性を再確認する。この点に関連し、外相は、1995年の運用検討延長会議及び2000年の運用検討会議において、合意された義務を遵守するよう、すべての締約国に対し呼びかける。また、外相は、2005年に開催予定である第7回NPT運用検討会議の成功の重要性を強調する。
3. 外相は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の最も早い発効及び同条約の発効までの核兵器の実験的爆発またはその他の核爆発に関するモラトリアムを達成するため、遅滞なく、かつ無条件に、かつ各国憲法手続に従った同条約の署名及び批准の重要性及び緊急性について意見交換する。
4. 外相は、2002年9月にCTBTフレンズ外相会合において発出された外相共同声明を歓迎し、同条約第14条に従い本年開催予定であるCTBT発効促進会議の成功に向けた努力を呼びかける。

5. 外相は、IAEA 保障措置協定、及び該当する場合にはその追加議定書の普遍的な参加及び完全な遵守の重要性を強調する。この点に関連し、IAEA の保障措置制度の更なる強化に向けた一連のセミナー及び会議の成功裡の開催を歓迎する。
6. 外相は、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍性及び完全な実施を促進する共同の努力を継続することを決意する。外相は、CWC の第一回運用検討会議の成功を歓迎するとともに、2002年11月に締約国間で合意された今後の3年間のための作業計画を含め、BWC の規定の完全な実施のために更に協力することを決意する。
7. 外相は、大量破壊兵器の運搬能力を有する弾道ミサイルの拡散がもたらす脅威を深く懸念する。この関連で、外相は、国際的な平和及び安全に対する貢献として、2002年11月における弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）の立ち上げに留意し、バランスがとれ、かつ非差別的な方法で、ミサイルに対する包括的なアプローチをとる必要性を認識する。
8. 外相は、アジア及び欧州における大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散がもたらす脅威に対処するため、二つの地域の間及び地域内の諸国の間において不拡散、軍縮及び核、生物及び化学技術の平和利用に関する対話と協力を促進することを決意する。
9. 外相は、大量破壊兵器、ミサイル並びにその関連する物質、機器及び技術の拡散を防止するための効果的な輸出管理の重要性を強調する。外相は、同時に、輸出管理が、物質、機器及び技術に関する平和目的の協力及び支援を妨げるべきではないことに合意する。

軍縮・不拡散に関する日・EU 共同宣言(仮訳)

2004 年 6 月 22 日

大量破壊兵器(WMD)及びその運搬手段の拡散は国際社会の平和と安定に対する深刻な脅威となっている。特にテロリスト及びその他の非国家主体への大量破壊兵器、その運搬手段、関連物資及び技術の拡散の可能性は、脅威に新たな次元を追加している。不拡散、軍縮及び軍備管理の措置は、テロとの闘いにおける本質的な貢献を行い得る。

カーン・ネットワークの表面化を通じて明らかになった、大量破壊兵器、特に極めて機微な核関連設備及び技術に関連する不正取引は、日本及び EU にとって深刻な懸念である。不拡散体制を強化するために、国際社会は一丸となって、現在の抜け穴を塞がなければならない。この関連で、できるだけ多くの国の能動的、積極的な関与と協力が不可欠である。我々は、大量破壊兵器及びその運搬手段の不正取引及びその調達ネットワークに立ち向かう努力を強化しなければならない。我々は、この分野における非国家主体の関与の問題に取り組んでいく。

同時に、真に平和で安全な世界を築くために、核軍縮を含む軍縮を一層推進すべく、そのための措置を実施していくために不断の努力を払う必要がある。

また、多くの国において実際に被害、死傷者を生み、国際社会を脅かし、不安定にするおそれのある通常兵器についても、その管理強化に積極的、能動的な努力を払う必要がある。

上記の共通の関心及び目的を踏まえ、我々は、軍縮・不拡散と言う共通の目標を達成するために、以下に掲げられる項目を含めた具体的な措置により、共同して又は個々に協力していく。

- (a) 我々は、互いを軍縮・不拡散分野における主要なパートナーとして位置づけ、これらの取組に関して協力を深化させるとともに、主要な国際会議等の機会に緊密な政策対話を推進する。
- (b) 我々は、互いの安全保障上の関心についての相互理解に基づき軍縮・不拡散問題に関し協力を行うとの 2001 年の行動計画及び 2002 年の共同プレス・ステートメ

ント上の約束を再確認する。

- (c) 我々は、国際的条約体制の約束を再確認し、NPT、BTWC、CWC、CTBT、CCW、MBT、HCOC 並びに IAEA 包括的保障措置協定及び追加議定書等(注)軍縮・不拡散分野における条約及び規範の普遍化、履行及び強化を推進する。

(注)略語表別添

- (d) 我々は、他の国々と軍縮・不拡散に関する対話と協力を進め、そのための地域的取組を強化する。また、その過程で、他の地域・国が倣うべき「最良の慣行」を確立する。
- (e) 我々は、軍縮・不拡散関連条約上の要求や義務を完全に履行出来るようにするため、必要に応じて、国々に対して具体的な支援を行い、また、技術的能力の向上を助ける用意があることを再確認する。
- (f) 我々は、軍縮・不拡散条約上の義務が厳格に遵守されることを確保するために協力する。我々は、これらの条約及び合意の検証及び遵守確保に携わる国際機関を支持するとの我々の決意を強調する。
- (g) いかなる大義も大量破壊兵器の拡散を正当化するものと見なされるべきでないことを再確認するとともに、我々は、不拡散問題の背後にある根元的な問題に適切に対処することを極めて重視する。この関連で、我々は、共有する不拡散の目標を支援するために、重層的な政治的及び外交的努力の重要性を再確認する。
- (h) 軍縮・不拡散教育が、双方の目的を進展させる効果的な手段であることを十分認識し、我々はそのような教育に関する努力を重視する。
- (i) 我々は、添付リストにおいて具体的な協力のための優先分野を特定した。このリストは、日・EU トロイカ作業グループ又はその他の定められた経路を通じて、必要に応じて改訂される。

具体的な協力の優先分野

共同宣言パラ(i)に関し、具体的な協力のための優先分野を以下のとおり特定する。

核軍縮・不拡散

- CTBT 早期発効
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉の早期開始
- IAEA 包括的保障措置協定及び追加議定書の普遍化

生物・化学兵器

- BTWC の普遍化及び BTWC 作業計画への積極的な参加を通じた BTWC の機能強化
- CWC の普遍化及び同条約の国内実施強化のための協力

ミサイル

- HCOC の普遍化

輸出管理及びその他の不拡散のための取組

- 輸出管理体制における協力
- 輸出管理強化のための同様の考えを有するパートナーとの協力
- テロリストの手に武器が渡る危険性を回避するための輸出管理
- 輸出管理分野での技術支援を必要とする第三国への支援
- 武器の拡散を防止するための法執行能力の強化及び不拡散のための仕組みを向上させるための地域的な働きかけのための活動強化
- 拡散に対する安全保障構想 (PSI) の文脈における協力

通常兵器

- 国連小型武器行動計画の実施の加速化及びそのための日・EU による支援
- 国連軍備登録制度への登録国数の増大
- 地雷被害国の犠牲者支援を含めた、地雷対策活動のための国際的政治意志及び財政的支援の継続
- 対人地雷禁止条約の原則及び目標の普遍化促進

支援を必要とする国への協力

- 軍縮・不拡散関連条約及び安保理決議 1540 の国内実施を確保すべく、支援を必要とする国に対しては、法制度整備及び法執行強化のための能力構築支援を推進
- 大量破壊兵器、運搬手段及び関連軍需物資の廃棄を約束している国々との協力強化及びそのために必要な支援の提供

軍縮・不拡散条約上の義務の不遵守

- 不遵守問題の平和的解決に向けた協力
- 不遵守問題に関する安保理の役割を強化するための協力

その他

- 軍縮会議における現在の停滞状況を打開するための協議の強化
- 軍縮・不拡散教育の推進
- 世界的な拡散の脅威に対する共通の評価

不拡散に関する ARF 声明

(骨子)

1. 基本認識

- 大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、国際の平和及び安全に対する脅威。
- 国際の平和及び安全のために、ARF メンバー国は、大量破壊兵器、その運搬手段及び関連物資の拡散防止に最大限用心しつつ緊急に取り組むことが重要。
- ARF メンバー国は、締結している国際条約の下での不拡散に対する責務、軍縮に対する義務を遵守することを慫慂。
- 拡散防止が、平和目的のための物資、機材及び技術面での国際協力を妨げるべきではない。

2. 国連安保理決議 1540 について

- ARF は、大量破壊兵器の不拡散に関する国連安保理決議 1540 の採択を支持。
- 本宣言は、前述の決議の目標達成のための地域レベルでの貢献。

3. メンバー国が努力を慫慂される内容

- 軍縮・不拡散条約の遵守及び強化のため、及び全締結国が条約に規定されている各々の責務に従って条約を執行。
- 大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散並びに関連輸出事業に効果的に対処するため、ARF メンバー間並びに関連する多国間機関、国際機関との情報共有面での協力を強化。
- 核・化学・生物兵器及びその運搬手段、関連物資の不法移転を防止するために、国内法令及び法律に従い、国際法に合致した形での協力的行動。

4. 国際法に基づく協力的行動

- ARF メンバー国は、大量破壊兵器及びその運搬手段の設計等の移転を規制するため、厳格な輸出管理及び強制措置を執行。

- ARF メンバー国は、平和目的のための(核・化学・生物)兵器の研究等の権利を脅かすことなく、効果的な国内輸出管理リストの効用並びにリストの厳正な施行及び更なる強化の必要性を認識。
- 朝鮮半島の非核化がアジア太平洋地域の平和と安定に寄与するとの認識の下、ARF メンバー国は、対話による核問題の平和的解決をめざす六者会合を引き続き支援。

5. ARF メンバー国の更なる決定事項

- 大量破壊兵器等の拡散防止メカニズムの強化のために何らかの措置を実施する上で、ARF メンバー国からの支援要請を受け入れるか否かについて、ARF 議長が ASEAN 事務局ないしは設立される場合には ARF 部局と共に検討することを依頼。

6. ARF メンバー国は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止の強化に関する努力の経過を 2005 年の第 12 回閣僚会合において検証。